

2013.5.29
コチ コンサルティング

本年7月1日の改正労働契約法の施行に備える動きが盛んですが、中国では同日より“中華人民共和国出入国管理法”が施行されます。企業人事管理では外国人の労働契約、就労関連査証に関しても一層の配慮が必要となります。

本号では、出入国管理法施行に併せた、外国籍人員の人事管理の留意点、並びに新卒新入社員の入社を控える時期に際して、新卒者の入職に備えた留意点をご報告いたします。

内容 【人事・労務情報】
 ■外国籍従業員の人事管理-就業・在留許可証-
 ■大学新卒生入職手続
 【コラム】《児童節～“小朋友”はデジタルネイティブ～》

人事・労務情報

■外国籍従業員の人事管理－就労・在留許可証－

現在、外国籍の人員の中国企業（外資系企業も含む）での就労は、就労先との労働契約に基づいた“外国人就業証”を取得し、就業を居留事由とした“外国人居留許可”を得ることが必要です。中国企業での就労は、労働契約法に基づき、労働契約の締結が必須であり**NAVI1**、労働契約を締結した外国人就労者は合法的な就労査証を取得し、関連法規に基づいた所得税納税、社会保険加入の義務があります。（現状、上海では外国人の社会保険加入は任意）

就業証の期間は労働契約期間に基づき申請されることとなりますが、申請者の就労先における職位、就労先の状況、申請時の資料等に応じて当局の判断により、労働契約期間に合致した期間または1年の就業証（赤い小冊子）が発給されます。

居留許可証は就業証の期間に応じて発給され、居留事由は就業書の職務に応じて、一般就労者は“就業”、副総経理以上の管理職は“任職”と記載されます。（パスポートに貼付） **NAVI2**

【7月1日施行の出入国管理法による外国の就労に関わる主な変更点】

- ・一般査証として、従来の就労、留学、親族訪問、観光、商用に加えて人材登用を新設。（第16条）
- ・査証申請には中国国内企業または個人の招聘状の提出を必須とし、招聘者は招聘内容の真実性に責任を負う。（第19条） **NAVI3**
- ・短期滞在の場合は延長期間を含めて180日を超えてはならない。（第29条） **NAVI3**
- ・長期滞在の場合は外国人就労関連居留証有効期間は最短90日、最長5年、非就労関連居留証は最短180日、最長5年。（第30条）
- ・外国人は居留事由に合致しない活動に従事してはならない。（第37条）
- ・下記を不法就労とみなす（第43条）
 就業許可または就労関連居留証を取得しない場合。
 就労許可範囲を超えた就労。
 留学生の管理範囲（勤工助学管理規定：現在公開意見収集中）を超えた就労。
- ・法規に違反し招聘状、申請資料を発行した企業は10,000元～50,000元の罰金ならびに違法所得の没収、出国費用負担、責任者個人への罰則・罰金等の処罰強化。（第74条）

NAVI 1 （現地採用外国人の雇用契約）

中国法人との労働契約のみに従って就労する現地採用の外国人の就労関連法規の運用は不明確な点が多々ありますが、基本的には中国の労働法規、中国法人の就業規則に基づいて就労することとなります。就業証期間が有期であることから、労働契約法に規定される無固定労働契約（終身雇用契約）を外国人にも適用することは合理的ではありません。労働契約締結時には、就業証が取得（延長）できなかった場合は、労働契約期間内であっても労働契約を終了する等の規定が必要と思われます。

《外国専門家証》《外国専門家来華工作許可証》は労働契約に代わる労働関係と認定とされます。

NAVI 2 （就業証発給の年齢制限）

中国の定年年齢は男性60歳、女性管理職55歳（一般職50歳）であり、外国人の場合も男性60歳、女性55歳以上の外国人には就業証は発給されないとされています。董事長の場合は年齢制限なく発給可能です。現状は代行業者を通じた場合は60代前半まで新規発給、更新されているケースが多々ありますが、今回の出入国管理法では、“外国人国内就労管理弁法”“外国人の中国国内就労指導目録”等の調整が言及されており、管理強化の可能性ががあります。

NAVI 3 （商用ビザ）

現在は長期滞在可能な2年間マルチ（出入国回数制限なし）等の商用ビザ（通称Fビザ）が発給されていますが、ビザ取得代行業者を通じたこれらのビザの取得に今回の出入国管理法の施行がどのように運用されるのかは、長期出張者に依存する業務の多い企業では、動向を注視する必要があると思われます。

NAVI （就業証の更新）

就業証の更新、帯同家族の居留証の更新時期を失念するケースが多発しています。中国人従業員の労働契約、居住証の管理同様、システムティックな期間管理が必要と思われます。出入国管理法では外国人居留証登記事項に変更があった場合は変更事由発生後10日以内の変更申請が義務付けられており、また非許可範囲の就労は不法就労とみなされることとなりますので、就業証、居留証の管理には今後一層の配慮が必要となります。更新等の手続き自体はネット申請の簡便化が図られています。

■ 大学新卒生入職手続

7月に大学を卒業する新卒生の入職手続き（入社手続き）が始まります。新卒生の入職は、戸籍所在地により入職手続きが異なるので注意が必要です。

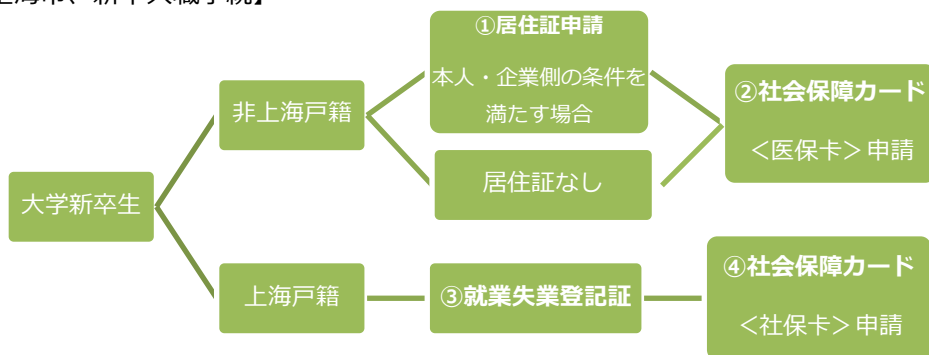
外地出身者の場合は大学卒業時は戸籍取得の重要な機会であり、上海等の大都市では修士以上の学歴でかつ大手国営企業や外資系著名企業の内定通知をもって戸籍を申請することが可能ですが、戸籍取得は難関です。

一般の学生は<居住証>（外来人員のための公的サービス享受可能な証明）を取得します。

* 居住証制度概要：<http://cochicon.com/1-4-1/>

これらの手続きは在学中から本人が大学経由で申請することになります。なお上海では2010年より居住証を取得していない場合も医療保険カードを申請し一定の公的サービス享受をすることが可能です。

【上海市、新卒入職手続】



【非上海戸籍の学生】

① 居住証申請のための必要な手続き

- ・ 在学中に大学の就職機関部門で「高等学校卒業生進沪就業通知単」（略称：通知単）の申請手続きを行う。
- ・ 入社後、（通知単）を取得し「就業報到証」を申請する。

② 医保カード申請

- ・ 就労先企業の初月の社会保険納付翌月15日以降に個人が医保中心に出向いて手続きする。

【上海戸籍の学生】

③ 就業失業登記証（旧労働手帳）の手続き

- ・ 本人が戸籍所在地の街道（町内会）にて手続きを行う。

④ 社保卡申請

- ・ 居住している街道（町内会）の社会保障カードサービスエリアにて必要書類を申請する。

NAVI

中国の大都市では、一定の条件を満たさない人材の戸籍取得を厳しく制限しています。人材の条件は、高学歴・海外留学経験・一定の投資実績であり、特に大学新卒では、本科以上の学歴が基準となります。中国の熱心な学歴取得熱もこうしたことが背景にあります。

現在、中国では「都市化」を国家の重要改革として進めており、今後、農業人口は減少し、非農業の人口比率はますます高まります。人口が集中している大都市では厳しく人口を制限するものの、中級都市（2級都市）や小規模の都市（鎮）では戸籍制限が緩和され、小規模の都市ではほぼ戸籍取得が可能です。

コラム

「儿童节～“小朋友”はデジタルネイティブ～」

6月1日は中国では儿童节です。儿童节は婦女節（3月8日）、青年節（5月4日）とともに一部国民に付与される法定休暇の中でも対象者が多い休暇です。

* 一部国民に付与される法定休日：<http://cochicon.com/2-4-4/>

儿童节は13歳以下の児童が対象であり、学校は休日となります。本年は土曜日ですが、平日にあたった場合は休暇を取る従業員が多い日です。従業員の子供を会社に招待したり、会社からプレゼントを配布したりする企業があります。労働組合（工会）に企画させ、組合経費から拠出してもらうことも一考です。

とは言え、一人っ子政策下の中国では、子供向けの費用は高騰する一方です。かつてのプレゼントは絵本程度であったのが、現在ではiPad、iPhone等の電子商品の人気が高く、ある調査では対象の児童の70%が儿童节に最も希望することは「家でゆっくりネットを楽しむこと」と回答したとのこと。

儿童节を商機として、一人っ子世代である消費力の大きい「80後」（80年代生まれ）の「大朋友」（大人になりきれない甘えっこ）を対象に、子供時代を懐かしむ、昔のおもちゃやお菓子を売る売場が活況を呈し話題となっているそうです。

大朋友の子供たち小朋友は日本と同様デジタルネイティブのようです。

